

(裏)

注 意 事 項

- 1 確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項の規定による審査において90パーセント(90点)以上の得点を有しない場合又は同審査において、その得点にかかわらず不正行為をした場合は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号ロに規定する石川県公安委員会が認める者となりません。
- 2 石川県公安委員会の認定を受けても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
 - (1) 18歳未満の者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けたものであって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思の疎通を適切に行うことができない者
 - (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者